

一般社団法人キッチンコミュニケーション協会会員倫理規程

(目的)

第1条 当規程は、当協会の定款第3条に規定する目的を達成するために、会員一人ひとりが、当協会の定款、諸規則及び関係法令の遵守義務を自覚し、一般生活者の信頼に値する高い倫理観に基づき、社会的良識をもって会員活動を行うことを目的として定める。

(宣言文)

第2条 私たち、一般社団法人キッチンコミュニケーション協会の会員は、次の事項を履行することを誓い、宣言する。

1. 日本の食文化や家庭料理の知識を後世に伝えるための普及活動を行い、地域の繋がりを再構築し、社会に貢献するために活動致します。
2. 当協会の定款及び諸規則、関係法令等を遵守致します。

(遵守義務)

第3条 会員は、前条の宣言に従い、当協会の定款、諸規則及び関係法令等を遵守しなければならない。

(入会における誓約)

第4条 会員は、本規程の宣言文を明記した入会申込書に署名し、本規程の遵守を誓約して、入会の申し込みをしなければならない。

(指導及び勧告)

第5条 宣言文及び遵守義務の違反者に対しては、理事会は事実確認の上、指導・勧告を行う。指導・勧告にもかかわらず、是正されない場合は、定款第10条を適用する。

(変更)

第6条 この規程の変更は、総会の決議によるものとする。

附 則

この規程は、平成28年8月22日より施行する。